

北上市市税条例等の一部改正について

令和4年6月13日 総務常任委員会資料
財務部市民税課、資産税課



地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、市民税、固定資産税及び国民健康保険税に係る規定の一部を改正するもの。

主な改正内容

1 個人市民税

(1) 給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の改正

- ① 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に退職手当等を有する生計を一にする配偶者^{※1}の氏名を追加する。【第26条の2】(令和5年1月1日施行)

※1：合計所得金額が1千万円以下の給与所得者と生計を一にする配偶者（退職所得を有する者であって、合計所得金額が133万円以下）

- ② 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務者の追加

特定配偶者^{※2}及び16歳超の扶養親族（控除対象扶養親族ではない退職所得を有する者に限る）を有する者について、提出義務を追加し、配偶者の氏名記載も追加する。 【第25条、第26条の3】(令和6年1月1日施行)

※2：合計所得金額が900万円以下の公的年金等受給者と生計を一にする配偶者（退職所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下）

(2) 住宅借入金等特別税額控除の延長・見直し【附則第9条の3の2、附則第53条】(令和5年1月1日施行)

- ① 貸付金利の見直し等経済状況を踏まえて、個人市民税における控除限度額を所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）から5%（最高9.75万円）に引下げる。

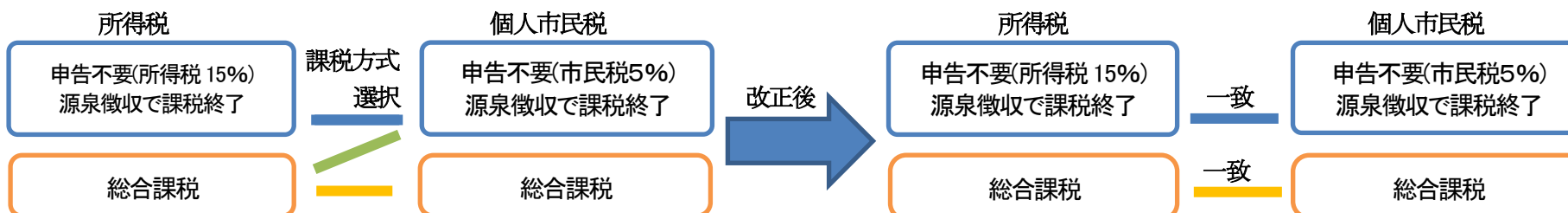
	改正前	改正後
居 住 年	平成26年4月～令和3年12月	令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための特例（附則第53条）は、今回の改正で附則第53条に定めている上乗せ措置の弾力化の措置の適用年度及び居住年が包含されることになったため、これらの規定を削除するもの。

(3) 上場株式等配当所得、上場株式等譲渡所得に係る所得税と個人市民税の課税方式の一致

【第17条、第22条の2、附則第22条、附則第31条の2、附則第31条の3】(令和6年1月1日施行)

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る課税方式について、現在、所得税と個人市民税では異なる課税方式を選択できるが、所得税と個人市民税の課税方式を一致させることとするもの。



- (4) その他規定の整備（令和5年1月1日、令和6年1月1日施行）
引用条項の削除の伴う規定の整備、項ずれ、文言整理等所要の改正を行う。

2 固定資産税

- (1) わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）の一部の見直し【附則第12条の2第2項】（公布の日施行、令和4年4月1日適用）
下水道法による公共下水道を使用する者が設置した除害施設^{※1}（令和4年4月1日以降共用開始された排水区域内のものに限る）に対する課税標準の市で定める特例割合を下記のとおりとする。令和4年4月1日から令和6年3月31日までに取得した除害施設に適用する。
減収分は地方交付税措置される。

対 象 施 設	改 正 前		改 正 後		備 考
	特 例 割 合	市で定める特例割合	特 例 割 合	市で定める特例割合	
公共下水道を使用する者が設置する除害施設	4分の3を参酌して 3分の2以上6分の5以下	4分の3	5分の4を参酌して 10分の7以上10分の9以下	10分の7	対象を縮減 ^{※2} し 延長・拡充 75% → 70%

※1：公共下水道の施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのある下水による障害を除去するために必要な施設

※2：対象施設、対象範囲を限定

改正前	改正後
公共下水道を使用する者が設置する除害施設	適用対象を令和4年4月1日以降に供用が開始された公共下水道の排水区域内の工場において当該供用が開始された日前から事業を行う者が当該工場に設置する施設に限定

- (2) 固定資産税に係る登記所から市への通知事項の拡大等【第9条】（令和6年4月1日施行）
民法等の一部を改正する法律により不動産登記法が改正され、登記簿に登記される事項が新たに追加されること等に伴い、次の措置を講ずる。
固定資産課税台帳に記載されている事項について市が証明書の交付等をする際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わる事項を記載しなければならない。
上記の改正は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

3 国民健康保険税【附則第45条の2】（公布の日施行）

- (1) 改正趣旨
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者の保険税の減免について令和3年度に引き続き実施する。
- (2) 改正内容
- ① 令和4年度分の保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間の納期限が設定されているものを対象とする。
 - ② 新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年度末に資格を取得したことにより、令和4年4月以降に納期限が到来するものも対象とする。